

## 処方箋の一般名記載につきまして

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進の観点から院外処方箋の薬剤名を一般名（成分名）で記載しております。

例：ホクナリンテープ（製品名記載）

→ ツロブテロールテープ（一般名記載）

それに伴い一般名処方加算を算定しております

一般名処方加算 1 10 点

または 一般名処方加算 2 8 点

（後発薬の種類に応じて 1 または 2 を算定）

同じ効果の薬剤に関して製品選択は薬局薬剤師に一任しております。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

院長

